

給与勧告にあたっての人事委員会委員長談話

- 1 本日、本委員会は、議長と知事に対して、職員の給与等に関する「報告」を行い、併せて給与の改定について「勧告」をいたしました。
- 2 本委員会は本年4月における県内民間給与及び職員の給与について調査を行い、それに加えて国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら、本委員会がとるべき措置について様々な角度から検討を行いました。

長引く厳しい経済・雇用状況を受けて民間における給与月額は昨年引き続き低下しています。一方、本年の職員の給与について考慮すべきことは、職員の給料の特例に関する条例による減額措置が実施されていることであり、比較の結果、減額措置前においては職員給与が民間給与を上回り、措置後においては下回っていることが明らかになりました。

こうした状況等を踏まえて検討した結果、昨年に引き続き給料月額を引き下げるとともに、配偶者に係る扶養手当の引下げ等を行うこととしました。なお、その実施時期については条例制定後とすることが適当であると考えます。また、ポ・ナスについても昨年に引き続き0.25月分引下げを行い、これにより職員の年間給与は5年連続で減少するという厳しい内容となっています。
- 3 本委員会の「勧告」は労働基本権制約の代償措置であり、社会一般の情勢及び国や他の地方公共団体の動向を踏まえ職員の給与その他の勤務条件を適切に決定することを基本としております。

本委員会としては、現在実施されている特例条例による給与の減額措置は、このような「勧告」の趣旨とは異なるものであり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されることを期待しております。

そのため、議長及び知事に対し、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され「勧告」の速やかな実施と「報告」の早急な対応を要請したところです。
- 4 県民各位におかれましては、本委員会が行う「勧告」の意義と職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深いご理解をいただきますようお願いいたします。
- 5 職員の皆さんには、5年連続で年間給与が減少するという「勧告」となりましたが、厳しい社会経済情勢の中、厳粛に受け止められ、全体の奉仕者としての責務を深く認識するとともに、公務能率と行政サービスの一層の向上に努め、高い倫理観・使命感を持って、県民の期待と要請に応えるべく、職務に精励されるよう要望します。

平成15年10月14日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫